

# Monthly Letter

2015 December



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い

## オフィス石野

お問い合わせ [info@of-i.jp](mailto:info@of-i.jp)



052-211-5185



052-211-5186

名古屋市中区丸の内2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 「ストレスチェック」義務化で注目される産業医の役割

### ◆今年12月から義務化

改正労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの義務化」が、今年12月1日より施行されます。

労働者数50人以上の事業場では来年11月末までに、最低1回はストレスチェックを実施する必要があります（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）が、義務化を前に、大きな役割を担う「産業医」に注目が集まっています。

その理由は、法律でストレスチェックの実施者は「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」でなければならないとされているからです。

### ◆厚労省がリーフレットを公開

厚生労働省は、11月上旬に、産業医に関するリーフレット「産業医を選任していますか？代表者が産業医を兼務していませんか？」を公開しました。

このリーフレットでは、「常時50人以上の労働者を使用する事業場においては産業医を選任しなければならない」こと、「産業医の選任・変更の際には労働基準監督署に届け出なければならない」こと、「産業医として法人や事業場の代表者が選任されている場合は早期に改善すべきである」こと等が示されています。

産業医を適正に選任していない、または産業医制度が機能していないケースは非常に多く、ストレスチェック制度を契機に見直しを図る企業が増えるものと思われます。

### ◆産業医制度自体の見直しも検討

なお、厚生労働省は、産業医の位置付けや役割について見直す必要性が出てきていることから、9月下旬より「産業医制度の在り方に関する検討会」を開催し、必要に応じて法令の改正も念頭に置いた検討を行う方針を示しています。

将来的に何らかの法改正が行われる可能性が高いため、今後の動きに注目しておきましょう。

## 厚労省から発表された本人確認（番号確認・身元確認）のポイント

### ◆雇用保険関係の様式

平成28年1月以降、事業主が従業員から個人番号を収集したうえで記入し、ハローワークへの提出が必要となる雇用保険関係の主な様式は次の通りです。

- ・雇用保険 被保険者資格取得届
- ・雇用保険 被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（※）
- ・育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（※）
- ・介護休業給付金支給申請書（※）

（※）事業主が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、できる限り事業主が提出することになっています。

### ◆本人確認（個人番号・身元（実在）確認）の方法とポイント

事業主（個人番号関係事務実施者）による本人確認（個人番号・身元（実在）確認）には、「対面・郵送」、「オンライン」、「電話」の3つの方法があります。本人確認のポイントは、次の通りです。

（1）雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元確認のための書類の提出は不要。この場合には、次のいずれかの書類による個人番号の確認が必要。

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書 等

（2）（1）に該当しない場合は、①または②の方法で個人番号の確認と身元確認が必要。

- ①個人番号カード
- ②通知カードまたは個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書＋各種証明書

### ◆最新情報をチェック！

なお、マイナンバー制度関係の情報は以下のサイトで確認することができます。

○マイナンバー制度（雇用保険関係）（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

○社会保障・税番号制度について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

○内閣官房ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○特定個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>

## 厚労省予算概算要求でわかった 平成 28 年度雇用関係助成金の動向

### ◆9月に予算概算要求

平成 28 年度の厚生労働省予算概算要求が 9 月に出されましたが、確認されましたか？

もちろん要求が却下される場合もありますので、そのまま来年度の施策につながるとは限りませんが、ざっと内容を確認しておくことと新年度に向けた事業計画作りにも大いに役立ちます。

特に助成金関連については、早い段階で押さえておきたいものです。

### ◆重点的な要求・要望事項

厚生労働省では、平成 28 年度は次の事項について重点的な要求・要望を行うこととしています。

- (1) 予防・健康づくりの推進等
- (2) 総合的ながん対策の推進
- (3) 「全員参加の社会」の実現加速
- (4) 未来を支える人材力強化
- (5) すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進
- (6) 地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築
- (7) 医療分野の研究開発の推進等
- (8) 国境を越えた厚生労働行政の展開

これらの指針に基づいて助成金についても整理がされています。

雇用関係分野においては、特に「育児・介護による離職を防ぐための施策」について力を入れていこうとする傾向が見てとれます。

### ◆助成金活用をにらんだ事業計画の検討を

こうした傾向を特に反映しているのが、男性の育児休業等の取得促進のための助成金の新設や、中小企業両立支援助成金の育休復帰支援プランコースの拡充（介護支援プラン）、代替要員確保や介護離職の取組みを行う企業に対する助成金の拡充などといった部分でしょう。

育児・介護による離職の防止は、企業にとってもすぐに取り組まなければならない喫緊の課題です。

今後の動きに注目するとともに、企業の各種施策について検討しておき、助成金を有効活用できるようにしたいものです。

## 注目の助成金！「女性活躍加速化助成金」とは？

### ◆どんな助成金なのか？

いわゆる「女性活躍推進法」が来年4月1日に施行されるのに先駆けて、自社の女性の活躍に関する「数値目標」や「取組目標」等を盛り込んだ行動計画を策定し、目標を達成した事業主に対して支給される「女性活躍加速化助成金」が創設されました。

### ◆いくらもらえるのか？

【Aコース】「取組目標」を達成した中小事業主（常時雇用する労働者が300人以下）

→30万円支給（1事業主1回限り）

【Nコース】「取組目標」と「数値目標」を達成した事業主（すべての企業）

→30万円支給（1事業主1回限り）

### ◆支給までの流れは？

【ステップ1】女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定します。

【ステップ2】策定した行動計画について、都道府県労働局への届出、労働者への周知を行い、「ポジティブ・アクション応援サイト」に公表します。

【ステップ3】数値目標の達成に向けた取組を実施し、「取組目標」を達成した場合、Aコースの支給申請が可能になります。

【ステップ4】「数値目標」を達成し、達成状況を「ポジティブ・アクション応援サイト」に公表した場合、Nコースの支給申請が可能になります。複数の目標がある場合でも、どれか1つ実施した時点で申請できます。

### ◆支給申請方法は？

厚生労働省ホームページ（「事業主の方への給付金のご案内」⇒「両立支援等助成金」）に、本助成金の詳細、支給申請書等の案内が掲載されています。

## オフィス石野よりひとこと

### ■年末年始休暇のお知らせ

早いもので今年も残すところ、あと1月となりました。

なんと、来年の仕事初めは『1月4日』！！まだ正月気分が抜けない時からお仕事開始、といった感じになりそうです…。

当事務所の年末年始休暇については、以下のとおりですので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

**【年末年始休暇】平成27年12月29日（火）～平成28年1月3日（日）まで**

**※1月4日（月）より、通常営業とさせていただきます。**

来年からはよいよマイナンバー制度が動き出します。我々一人ひとりが、

「マイナンバーは最重要の個人情報である。」という認識を常に持つことが大切ですね。